

## セカンドオピニオンのご案内

### 1 セカンドオピニオンについて

セカンドオピニオンとは、主治医以外の医師の意見を聞くことにより、患者さん自身が治療方法を決定するのに役立てていただくものです。セカンドオピニオンでは、治療・検査等は行わず、患者さんがお持ちになった主治医からの診療情報提供書・レントゲン等の資料をもとに当院の専門医が意見を申し上げます。

またセカンドオピニオンは、当院での治療や転院につながるものではありません。当院での診察・治療をご希望される場合は、紹介として申込みをお願いします。

### 2 対象者 対象疾病

セカンドオピニオンをお受けできる方は、患者さんご本人か、又はご本人の意志を代行できるご家族の方に限ります。

当院では、全ての診療科でセカンドオピニオンを行っております。

### 3 予約

セカンドオピニオンは、予約制とさせていただきます。

セカンドオピニオン外来に関するお問い合わせは

公立置賜総合病院 医療連携・相談室内

相談支援センター セカンドオピニオン窓口へ

電話番号 0238-46-5000

問い合わせできる日 月曜から金曜日（祝日、年末年始除く）

受付時間 9:00～16:00

### 4 相談上のご注意点

- ・相談時間は、原則1時間以内です。
- ・口頭説明となります。
- ・相談中の録音はお断りします。
- ・相談場所は、当院診療科診察室、又は病棟面談室です。

5 持参いただく資料等

- ・ 患者さんの症状等について主治医が作成した診療情報提供書
- ・ レントゲン・CT・MRIなどの写真・画像データ
- ・ その他検査結果などで参考になるもの
- ・ 健康保険証、当院診察カード（お持ちの場合）
- ・ 代理相談同意書（ご家族等の方のみの方はご持参ください）

6 費用について

セカンドオピニオン診療料は、相談1件につき22,000円となります。

7 セカンドオピニオンの対象とならない場合について

次の場合は、セカンドオピニオンをお断りします。

- ・ 主治医に対する不満、医療過誤及び医療訴訟に関する相談
- ・ 過去の治療の妥当性に関する相談
- ・ 他の医療機関への紹介等を求める相談、転医を前提とした相談
- ・ 相談に必要な資料（診療情報提供書、画像データ、検査データ等）の提出が得られない場合
- ・ 医師を指定とするセカンドオピニオン
- ・ その他、セカンドオピニオンが困難又は不相当と認められる相談